

東京都子供・子育て会議
全体会議（第31回）
議事録

日時 令和6年12月25日（水）14時00分～16時02分

場所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

次第

1 開 会

2 検討事項

○ 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の策定について

3 報告事項

○ 子供の意見を聴く取組について

4 閉 会

出席委員

山本会長、安部副会長、高橋副会長、東委員、遠藤委員、大勢待委員、尾崎委員、
角田委員、小林（美）委員、鈴木（崇）委員、島津委員、下竹委員、関委員、
前田委員、溝口委員、師岡委員、八木委員、山下委員、矢島委員、吉田委員、
和田委員

青木（政）臨時委員、川上臨時委員、須崎臨時委員、鈴木（雄）臨時委員

配付資料

資料1 東京都子供・子育て会議委員名簿

資料2 東京都子供・子育て会議行政側名簿

資料3 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の構成案について

資料4 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の素案について

資料5 子供・子育て支援総合計画策定にかかる子供の意見を聴く取組
進捗について

参考資料1 保育政策の新たな方向性（令和6年12月20日公表）（抜粋）

参考資料2 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会における議論
のとりまとめ

参考資料3 こども都庁モニター令和6年度第2回アンケート結果（抜粋）

開 会

午後 2 時 0 0 分

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、第 3 1 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、事前に送付いたしておりますお手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。資料 1 から 5 までと参考資料 1 から 3 までの資料を御用意しております。

お手元の i P a d にて資料 4 の計画素案と参考資料を御覧いただけるようにしております。左下部にございます一覧のアイコンをタップしていただきますと、全ページがサムネイル表示されます。左上部にございますメモのアイコンをタップいただくと、画面上に御自由にペンやマーカーで書くことができます。ただし、i P a d にメモされた内容は、本会議終了後、自動的に削除されてしまうので御留意ください。

会議中、基本的に御自由に操作いただけますが、特定のページを御覧いただきたいタイミングでは、事務局にて強制的に操作をさせていただくことがあります。その際は、御覧になっているページから該当のページへ移動しますので、あらかじめ御承知おきください。また、事務局によるページの切替えの作業後は、再び御自由に操作いただくことができます。

会議中御発言いただく際は、皆様に同一のページを見ていただく必要がある場合がありますので、御発言の冒頭に、資料とそのページ数を御教示ください。事務局にて皆様に同様の操作にて当該ページを表示いたします。

タブレットについて、不具合、御不明な点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

この会議は公開となっております。傍聴の方もいらっしゃるほか、配付資料、議事録については後日ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際は、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

本日の出欠状況ですが、臨時委員を含む 2 9 名中 4 名の御欠席の連絡をいただいております。定足数を満たしておりますので、これより開会させていただきたいと考えております。

それでは、ここで、福祉局次長の浅野より一言御挨拶を申し上げます。よろしく願いします。

○浅野福祉局次長 皆さん、こんにちは。福祉局次長の浅野でございます。

日頃より、都の子供施策に関しまして多大なる御指導・御支援をいただきまして、ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

また、委員の皆様方には、9月の会議におきまして、第3期となります子供・子育て支援総合計画の策定に向けまして、幅広い観点から御意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。

本日でございますが、前回の御議論を踏まえまして、事務局にて計画の素案を作成してございます。御検討をよろしくお願いいたします。

また、8月から今月まで実施いたしました、子供の居場所におけるヒアリングでは、子供たちから様々な御意見がございましたので、事務局から報告させていただく予定でございます。

本日も、委員の皆様方には、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。第3期計画策定に向けまして、お力添えのほど、お願い申し上げます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、この後の議事進行は、山本会長にお願いしたいと思えます。

○山本会長 皆様、こんにちは。

年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

今日はお忙しい方も多くて、オンラインでの御参加の委員が過半数を超えてしまいましたので、少し議事の進行が難しいかもしれませんが、頑張って事務局と連携して委員会を進めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

では、本日の議事は、第3期の東京都子供・子育て支援総合計画の素案の検討というのがまず1点ございますので、こちらのほうから進めてまいりたいと思えます。

まずは事務局のほうから、子供・子育て支援総合計画の策定について、御説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、検討事項の東京都子供・子育て支援総合計画第3期の策定について、説明させていただきます。

資料は3を御用意ください。

こちらは、計画の構成の新旧対照表になってございます。資料3の右側、3期計画の部分について御覧ください。

まず、3期計画では、第1章に、(4)の「子供の意見を聞く取組」と、第2章の(2)の(9)にあった「子供の意見を聞く取組」を一つの章立てとして第3章にまとめたいと考えています。

また、第2章の「東京の子供と家庭をめぐる状況」については、第4章の各子供・子育て施策の関連ある統計データにつきましては、第4章のほうに移動させまして、この章は、人口の変化と少子化の現状など、各施策に共通のデータのみ残す形としておりま

す。

第4章ですが、こちらは、子供・子育て施策の具体的な展開の部分でございます。

第2期との最も大きな変更点は、目標4に「子供の貧困の解消に向けた対策の推進」を設定したことでございます。

目標番号の下に続く各施策は、多少、統合などを行いました、大きく変更はしていません。

目標2の「乳幼児期における教育・保育の充実」の1つ目に、「乳幼児期における教育・保育を取り巻く状況」というのを追加しておりますが、こちらはその下に続く施策、全部に関連したデータをまとめた項目となっております。

続きまして、資料4のほうですが、こちら、素案について説明させていただきます。

会場での参加の皆様は、お手元のiPadにて資料4の計画素案を御覧ください。

よろしいでしょうか。

第2期の中間の見直しから記載の変更とか追加については、基本的に下線で示しています。なお、第4章は、施策ごとに取り巻く状況、現状と課題、取組の方向性、計画事業という構成となっておりますが、現状と課題はほぼ全て新設ですので下線は省略しています。

15ページまでの「計画の策定に当たって」という部分につきましては、法改正の動向とか、都の本計画以外のビジョン等との関係性などについて更新しています。

20ページから始まる第1章なのですが、こちらは「理念」「目標」「視点」を記載した部分でございます。

前回、昨年12月に閣議決定された、「はじめの100か月こどもの育ちビジョン」を踏まえた内容の反映をという形で御意見がありましたので、それを受けまして、25ページをお開きください。

本文中に25ページと書いてある部分です。こちらの「視点① 子供の立場からの視点」、4つ目の○のところに、ビジョンの考え方を反映しております。「子供の成長にとって」というところです。

続きまして、この資料のほうの27ページから第2章が始まりますが、こちらは、先ほど申し上げたとおり、最新データに更新できるものを更新した少子化の現状とか人口の状況というのを示しています。

ちょっと飛びまして、施策のところ、42ページをお開きください。

「子供の意見を聴く取組」の部分ですが、こちらは、現行としてはお示しできていませんが、後ほど報告する「こども都庁モニター」の結果とか、「子供の居場所におけるヒアリング」の結果を基に編集していく予定でございます。

続きまして、44ページからの第4章が、施策の具体的な展開でございます。

目標1から順番にざっと御覧いただこうと思うのですが、目標1、こちらの施策の1のところの「妊娠・出産・子育てに関する支援の推進」が46ページから始まりまして、

50ページをお開きください。

こちらは「取組の方向性」を記載しているのですが、こちらに、卵子凍結や予期せぬ妊娠への支援とか、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等が安心した生活を送ることができるような団体の取組を支援するという内容を記載しております。

また、続きまして、次のページ、51ページに、産後間もない産婦の健康診査、出産後の母子に対しての心身のケアなど、産後ケアの取組を一層推進するための区市町村の区域を超えた広域的な調整などの取組を記載しております。こちら、産後ケアにつきましては、目標を掲げる取組として、事業の利用率の増加を掲げた形で54ページに示しているところでございます。

その後、ここでは018サポートとかこどもDXの取組として、母子保健のオンラインサービス、子育てサービス情報のプッシュ型通知なども記載しているところでございます。

施策3のほうに移りまして、68ページをお開きください。

こちらに、子育て家庭を地域で支える仕組みについての取組がありますが、こちらでは、子供家庭センターを創設する区市町村を支援するため、子供家庭支援センターと、母子保健部門の連携強化を図る取組を記載していたり、あとは69ページに、家事・育児に対して不安を抱える子育て家庭を訪問支援員が訪問する子育て世帯訪問支援事業をはじめ、ショートステイなど家庭支援事業に取り組む区市町村の実施促進の支援を記載しております。

続きまして、83ページからは次の目標になりまして「乳幼児期における教育・保育の充実」の部分でございます。

「就学前教育の充実」というところから始まっていますが、こちらは、幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供の教育でございまして、ちょっと飛ぶのですが、99ページには、前々回もお示しした「とうきょう すくわくプログラム」推進事業について記載しているところでございます。

また、3の「保育サービスの充実」、こちらも少し飛びます。105ページをお開きください。

ここは、2期計画までは、保育サービスについては、計画期間内の必要な保育サービスの確保量として、利用児童数の増加を目標値として定めてきました。ただ、令和4年度以降は、東京都の場合、3年連続で待機児童が300人前後となりまして、ほぼ待機児童解消という状況であることから、今後は、ここに下線が引いてあるとおり、真ん中のところですが、待機児童解消を維持していくことを目標として定めたいと考えています。

施策としては、保護者の就労の有無にかかわらずような定期的な保育利用については、今後は、医療的ケア児を保育所等で利用することができない児童、医療的ケア等によって保育所に通えないようなお子さんについては、居宅で保育する場合も対象にして

いくなど、個々のニーズに対応も拡充していきます。

また、こどもDXの一環としまして、保活ワンストップサービスも推進していきます。

106ページには、保育の質向上や人材の定着等に関する記載をしていますが、下線部分を拡充しています。事務職員や保育補助者の配置支援のほか、不適切保育防止に係る保育者向けの研修の実施、メンタルヘルスに関する研修の取組支援などを実施していきます。

103ページから106ページまでが保育施策の関係の取組で、今、記載案としてお示ししているのですが、この部分につきましては、こども家庭庁が12月20日付で公表した「保育施策の新たな方向性」、これが参考資料1についていますので、後ほど御確認いただければと思いますが、こちらを踏まえまして、文章など書きぶりは編集し直す予定でございます。今日は間に合っていないのですが、パブリックコメントを1月末から2月にかけて実施しますが、ここまでは編集をしますので、事前に皆様にまた見ていただきたいと思っています。編集をするといっても、都が実施している保育施策の取組自体を大きく変更するというわけではなく、書きぶりを変えていくという形で考えています。

続きまして、115ページからの認定こども園につきましては、現状と課題に、創設の経緯とか4類型の説明など、かなり詳しく拡充して全体的に加筆したような状況でございます。

続きまして、また飛びますが、119ページからが目標3になります。

こちらは、施策の1が「子供の生きる力を育む環境の整備」ということで、特に新しく記載しているところは、125ページをお開きください。

こちらは、中高生の思春期特有の悩みなどに対応するための相談窓口の設置をはじめ、都立高校等においても様々なそういった思春期特有の悩みの対応の施策を実施していきますので、そちらについて記載を拡充したところでございます。

また、139ページまで飛びますが、お開きください。

「次代を担う人づくりの推進」というところでございますが、こちらは、139ページに、不登校児童・生徒の状況に応じた支援推進のためのチャレンジクラスの設置とか不登校対応の巡回教員等の配置というのを記載しております。また、フリースクール等に通所する小学生への支援も始めていますので、そちらを記載したり、あと、学校給食の保護者負担軽減も実施する旨、記載しています。

施策3の「子供の居場所づくり」が148ページから始まるので、そちらに移っていただけますでしょうか。

こちらは、前回、委員から御意見のあった児童館ガイドラインについて、148ページの下のところ、区市町村への周知について触れているところでございます。

また、149ページをお開きください。

こちらは、学童クラブに関しても、保育と同じように、今まで登録児童数の増加数を

目標値として定めていまして、学童クラブについては、待機児童がまだ3,000人台ぐらいある状況であります。ただ、目標値としては、今、検討中でありまして、現時点ではお示しできない状況なので、今、このように空欄とさせていただいています。また、1月末から始まるパブリックコメントまでには記載できる見込みですので、またお知らせします。

また、都独自の新たな運営基準による認証学童クラブについては、後ほど検討状況を御報告します。

それでは、目標4です。154ページをお開きください。

こちらは「子供の貧困の解消に向けた取組の推進」というところで、新たな目標として設定していきまして、子供の貧困を取り巻く状況、教育・生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つの柱に加えて、必要な支援の利用を促す取組という形で記載しています。

主立ったところは、一部だけ紹介しますが、166ページに教育の支援というのを載せております。

教育の支援のところでは、低所得世帯への様々な支援策のほか、保護者の所得など、家庭の状況によって体験の機会の格差が課題になっているところから、区市町村が実施する子供の多様な体験機会を確保する取組について支援していく旨、記載したところでございます。176ページをお開きください。

最後の6、新しく設定したところです。「必要な支援の利用を促す取組」では、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を通じて子供の貧困を早期に把握するために、母子保健事業や家庭支援事業などのほか、子供の貧困の実態把握や関係機関の連携強化に取り組む区市町村を支援していくことを記載しています。

目標5に移りまして、179ページです。

「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」については、190ページの、児童虐待の未然防止と対応力の強化の部分を御確認ください。下線が引いてあると思いますが、区立児童相談所が設置される中、区児相や子供家庭支援センターも含めた、東京全体での児童相談体制強化に向けて、都の児童相談センターが専門的支援や人材育成の共同推進など、児童相談の業務の総合調整機能を担うということを記載しました。

また、もう一つ御紹介しますと、198ページでございますが、こちらは、社会的養護体制の充実についてでございます。社会的養護の下で生活する子供たちが、自らの権利や困ったときの相談方法について知り、意見表明等ができるよう啓発を実施すること、また、モデル的に今実施しています、意見表明等支援員の導入先の拡大を検討することについて記載しています。

続きまして、大分飛びますが、234ページから「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」についてです。こちらは項目だけを御覧いただいても、家庭と仕事の両立、子供の犯罪被害防止、事故防止、子供・子育てを応援する機運醸成など、多分野に

わたる内容となっております。内容としましては、家庭生活と仕事の両立の支援で、東京都が今推奨しています育業の理念の普及や、また、子供の性暴力の被害に関して、子供や保護者が様々な相談しやすい方法で相談できるような窓口の設置のほか、子供が被害に遭ったことが分からないという状況がないように、正しい理解、知識の推進ということを記載しているところです。

ちょっと飛びまして、第5章が286ページから始まります。

こちらは、各分野の人材対策についてまとめて記載している部分でございます。一部紹介しますと、288ページに、先ほども紹介しました、母子保健と子育て支援分野、それぞれに母子保健部門と児童福祉部門が連携して相談支援が実施できるよう必要なスキルの習得や、連携体制構築に向けた研修を実施することを記載しています。

また、294ページの保育の分野では、保育人材確保のため、保育に特化したプラットフォームに保育の魅力を継続して発信したり、潜在保育士、高校生、現役保育士に向け、東京都のサポート制度等を紹介していく形を記載しています。

あと、298ページは、児童相談所の分野になりますが、東京都のトレーニングセンターと特別区の職員研修所の相互研修受講や、都と区市町村のケース対応の事例の収集など、共有できる仕組みを検討する旨、記載しています。

残りの第6章については、更新部分を下線で示していますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、第7章の計画一覧と資料編については、後日掲載予定となります。

続きまして、家庭支援課長より、東京都認証学童クラブ制度の創設に向けた検討状況について御説明します。お願いします。

○安藤福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長 家庭支援課長の安藤でございます。

資料でございますけれども、参考資料2でございます。タブレットでのデータのみでの提供ということで伺っておりますので、資料のほうはタブレットで御確認いただければと思います。

まず、この認証学童クラブ制度を都として検討するに至った背景でございますけれども、学童クラブの現状としまして、昨年5月現在で、東京都内でのクラブ数は1,958クラブございます。そうした中で、まだまだ共働き世帯の増加によりまして利用ニーズが高まっている中で、待機児童数は、ちょうど先日、国が今年の5月時点での待機児童数を発表しましたが、東京都では3,731人待機児童がいるということで、まだまだ量的な拡充を進めていかななくてはいけない状況にあります。

一方で、学童クラブの基準は、国のほうで、全国的な標準となる基準ということで参酌基準で区市町村に示してございまして、それを区市町村が条例で制定するということになってはいますが、例えば、一人当たりの面積であったり定員などにつきましては、おおむねで示す基準になってございまして、定員ですと、おおむね40名というような国の参酌基準になってはいますが、実態として、この「おおむね」という中で、都内の学童クラブ

の約4割が、そのおおむねの40名を超えるような定員で運用していたりということで、量の拡充も進めなければいけないのですけれども、そうした質の確保、向上に向けた取組も必要だという状況になっております。

そうした中で、都として、国の基準を上回る独自の認証基準を策定しまして、都内全体の学童クラブの質の向上を図っていくということを目指して、この専門委員会では、学識経験者や学童クラブの関係者、自治体関係者で構成しておりますけれども、そうした方々から、認証クラブの基準制定に当たっての意見をいただくために、この8月から11月までの間、ずっと議論を続けてきたというものでございます。

資料の1ページ目に、その委員の構成と開催経過ということで記載しております。

次の2ページからが、この専門委員会でいただいた議論の取りまとめになります。

目的ということで書いていますけれども、先ほどお話ししたとおり、児福法に定める学童クラブの質の向上に向けて認証制度を創設するというので、その方向性をその下に記載しておりますけれども、この認証制度を普及させることで、質、量ともに拡充して、将来的には、全ての学童クラブがこの認証基準を満たすような学童クラブへ移行していければということで意見をいただいているところでございます。

視点としては、その下に書いてある3つの視点を主な視点として検討を進めてきておりますが、特に、利用する子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進というところと、保護者の今の就労形態などにマッチした多様なニーズに応えるサービスの提供ということを中心に議論してきているというところでございます。

3ページからが、その専門委員会でいただいた意見のまとめとなっております。

運営基準ということで、各項目ごとに整理したものでございますが、記載として「基準とすべき事項」と書いているものと、「推奨すべき事項」として書いているものがあります。

「基準とすべき事項」は、その名のとおり認証基準とすべきものということで、意見をいただいているものでございます。「推奨すべき事項」は、必須ではないが取り組むことがより望ましい事項ということで整理しているというものでございます。

ここからは、主な「基準とすべき事項」について御説明させていただきます。

まず、設置運営形態につきましては、全ての学童がこの認証化に向けて取り組む仕組みとすることが適当であるという意見をいただいております。

次に、「専用区画」でございますが、子供の安心、安全な居場所を確保するために、専用区画の面積基準は、一人につき1.98平米以上とすることが適当であるということとなっております。ただ、先ほど冒頭に御説明しましたとおり、現在、都内でも待機児童が多くいる中で、その待機児童への対応であったり、また、学校内に設置するケースが多くありますけれども、そのスペースに限りがあったりするという現状がありまして、この専門委員会の議論の中でも、すぐにこの1.98を達成するということは難しいという意見も複数いただいております。当面の間は、一人につき1.65平米以上とす

るなど、一定の経過措置を設ける必要があるというような意見も同時にいただいているというものでございます。

また、2番目の○に書いていますけれども、専用区画に代わるタイムシェアという運営のやり方をしているところもあります。日々によって空いている教室を使うということです。そういうところもありますけれども、これもあくまで、専用区画を安定的に確保するまでの間の一時的なものとするのが適当だというような意見をいただいているものでございます。

次に、4ページに行きまして「児童の規模」でございましてけれども、こちらも、国の基準ではおおむね40人以下とされていますが、認証基準では、おおむねとしないで40人以下を原則とするということで、それが適当であると意見をいただいています。

ただ、こちらも、現行の国の補助金が、補助金の単価の区分が、36人から45人が同じ単価の区分となっている現状としてありまして、そうした中、45名で運営しているクラブも多くありますので、ここも、それを踏まえて一定の経過措置を設けるのが適当だというような意見をいただいているところでございます。

次に「職員体制」でございましてけれども、国の基準では、職員数は2人以上ということになっておりますが、認証基準におきましては、1つの支援の単位ごとに3人以上配置することとして、そのうちの支援員は2名、さらに、常勤職員は必ず1名を置くというような考え方となっております。

続きまして、5ページでございまして。

「職員の確保・定着・育成」も課題でございまして、そうした処遇改善や、定着のための勤務条件や賃金体系を定めるのが適当というようなことを意見としていただいています。

また、障害児を受け入れる環境の整備のために、職員の配置であったり設備の改善などについても工夫することが適当であるということや、職員の研修により、障害についての理解を深めるのが適当だというようなことも挙げられております。

次に「活動内容」でございましてけれども、国の指針の中でも多様な遊びや体験活動の提供ということが記載されておりますけれども、まずは、子供が自分の気持ちや意見を表現することができるように、日常生活の中でしっかり援助するということと、そうした意見を聞く場、機会をつくるということが必要であるとしております。

そして、その上で、その意見を踏まえて、子供の過ごす空間や時間に配慮しながら、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるということで、多様な遊びや体験活動を実施するといったことも明記しております。

続きまして「保護者向けサービス」でございましてけれども、働き方の多様化によりまして、そうした保育ニーズに対応するために、開所日数は、日曜日や祝祭日、年末年始を除く毎日開所とするということと、開所時間につきましては、平日については午後7時以降を閉所時間にするというのと、長期休業期間中は、朝8時から夜の7時まで

というところが、少なくとも設定することが必要だとしております。また、ニーズが高まっております長期休業期間中の昼食提供の仕組みの導入も、基準の考え方の中に入れているというところがございます。

次に「質の評価」でございますが、子供の意向や満足度を把握する利用者調査を含む東京都福祉第三者評価を今年から始めております。この実施をするということも必須とすることも入れております。

主な基準につきましては以上でございます。7ページには、先ほど各項目の中で触れました「経過措置の設定について」ということで、現行を踏まえて、すぐにその基準を満たすことが難しい部分については、一定期間、経過措置を設けることが必要だというような意見も付されているところがございます。

8ページ以降は、先ほどお話ししました各基準を、項目を一覧にしたものでございますので、参考にしていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

ただいま、東京都のほうから、第3期の策定案としての変更点や項目立てについて、また、最後に、認証学童クラブの制度創設に向けた専門委員会の議論のまとめについて御説明いただきました。

先ほど、平川課長のほうから御説明いただいたように、第3期の計画の主な変更点として、大きなところは、柱立ての部分で、現状と課題のデータ分析についての入れ込み方をそれぞれに落とし込んでいく形にしたということ、そして、第3章に、子供の意見を聞く取組を創設したこと。また、貧困の対策ですね。子供の貧困解消に向けた取組についても目標として新たに置いたということ。そして、それに関連して、様々、国の通知や現状の変化というものをフォローしながら加筆したところでの御説明をいただいております。

お手元に、既に送っていただきましたけれども、さらに追加などで変更が行われておりますので、今、大体御覧になっていただいた上で、御意見や御質問などについてお受けしたいと思っております。

スケジュールについて、また後ほど御説明があると思っておりますけれども、この後、パブリックコメントを2月の頭辺りから取っていくというところでのスケジュール感としましては、今日が一応最後の委員会ということになりますので、この後、多少、修正については御意見を踏まえて入れることができますので、今日のこの委員会の中で御意見と、また、御質問などもいただいた上で、年明けに修正を加えてパブリックコメントを受け取るという形になりますので、それを踏まえて今日は御意見をいただきたいと思っております。

御自由に御発言いただいて構わないのですけれども、オンラインの委員の方が多いものですから、私のほうでもし追い切れないところがありましたら後で、順番が前後する

かもしれませんが、御了解ください。対面で御出席の方は、まず私のほうからすぐ認められますので、まずそちらのほうから意見をいただこうかなと思っております。では、この後、40分ぐらい予定しておりますので、どうぞ御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、安部委員、お願いいたします。

○安部副会長 ありがとうございます。安部でございます。

資料4について2点と、認証学童について1点でございます。

まず、資料4の、下の137ページに「児童・生徒の自殺者数の推移」というグラフがございます。コロナ禍以降、女の子の自殺者の数が増えているということだと思っておりますけれども、これに関して何か具体的な施策があるかどうかというのを教えてください。これが1点目です。

それから、続きまして、289ページ、それから、290ページ辺りなのですが、例えば保育の人材育成や児童相談所の職員の育成等も触れられていると思うのですが、ここでは子供家庭支援センターの人材育成が述べられているかなと思います。子供家庭支援センターですと、必ずしも専門性が高いわけではない職員の方もいると思うのですが、この育成、研修等々について、具体的に、今、既にやっつけらっしゃることもあると思うのですが、より職員の揺らぎに寄り添うような伴走型の研修が必要ではないかなと思っています。その辺りのことについて教えていただければというのが2点目です。

それから、3点目。

先ほど報告がございました認証学童についてなのですが、こちら、国の基準を上回る非常に質の高い都の基準を出していただいております。ぜひ、これを、高い基準を維持したまま、制度設計と運用をしていただきたいなと思います。

それを踏まえての質問なのですが、この高い基準でやっていくときに、非常に肝になるのは職員の方かなと思います。その職員の確保がどこの学童保育でも難しいという話を伺うのですが、職員の処遇改善等で何かプラスアルファで考えていらっしゃるがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

御質問に対しての御回答などについては、まとめてということになっておりますので、この後、また御質問いただきたいと思います。

今、オンラインで矢島委員が挙手されておりますので、矢島委員、お願いいたします。

○矢島委員 ありがとうございます。矢島です。

私は、今回、少し整理がなされた第2章について意見を述べさせていただきます。

第2章について、東京の子供と家庭をめぐる状況で、少子化の状況などがデータで示

されているのですけれども、やはり平成27年から、それまで一時的には改善していた合計特殊出生率が下がってきていて、そして、令和5年でとうとう1を切っているという状況にまで来ていることですね。淡々と一つ一つのデータの、上がりました、下がりましたということだけを書いていっていいのだろうかということが非常に疑問です。

「分析」とありましたけれども、やはり分析になっていないので、この報告書ともしかして別のところでそういうことをなされているのかどうかということもあるのですけれども、全国的にもそうですが、特に出生率というのは、政策のアウトカムとして設定されている数字で、ただ自然に上がる下がるという話ではなくて、こういった少子化対策をやっている効果として、成果として上がることが期待されて見ているデータなのです。数値なのです。それがこれだけ下がってきているということについて、もう少ししっかりとコメントすべきではないかと思います。

特に東京都の場合は、出生率がもともと低い状況が、全国と同じぐらいの割合でまた下がっているのですけれども、一方で、有配偶出生率というのは全国よりも高いとか、あるいは未婚率というのが男女ともに近年は全国よりは下がっていないとか、改善してきているという状況があるにもかかわらず、出生率は全国並みのペースで落ちているということが何を示すのかということですね。そういうことなどは、本来、分析すれば何かしら糸口が見えてくるのではないかなと思われるので、この計画の中だけでやるのは難しいのかもしれませんが。ただ、ここの頭の章を、単に、ここのデータが上がった下がっただけを見ていると、計画として、都民の皆さんとしては、これは何のためにやっているんだろうとなってしまうのではないかなと気になりました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

出生率の第2章のところの書きぶりについてということですね。ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。ありましたら。

溝口委員

○溝口委員 日本こども育成協議会の溝口と申します。せっかく新宿まで出てきたので発言させてください。

2点。

すくわくの、先ほどの計画のところなのですが、整頓していただいてありがとうございました。その上で、今後、パブコメもあるかと思うのですが、一応確認としまして、保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領に基づいて、もしくは準じて、きちんと中身がすくわくとして動いていくように再度お願いしたいなと思っております。特に、今の資料では「探究心」という言葉になっていましたけれども、実際に我々が現場から出す紙物は「探究活動」になっていますから、「探究心」と「探究活動」は全く違いますし、指針上は「探究活動」という用語は出ませんから、

その辺の文言の整頓も含めて、実際に運営するときは丁寧をお願いしたいなと思っております。

特に、乳幼児に関して「探究活動」としたとき、大変な間違いが起こるのではないかと考えていますから、環境と関わる中で、おのずから探究心は芽生えていますから、ですから、「好奇心・探究心」と併記してあるのだと思うのですけれども、その辺はぜひとも指針に基づいて丁寧をお願いしたいと考えています。

2点目なのですが、認証学童クラブのことなのですが、大変すばらしい取組だと思っております。ぜひとも東京都全体で学童のいい基準、いい質のものになっていただけるといいなと思っているのですが、ところが、やはり基礎自治体によって差異が生じるのではないかなという懸念を持っています。

計画期間、十分理解します。急に40名を35にしようとか、45を40にしたってこれはなかなか難しい、1.65を1.98にする、これは難しい。私のいる基礎自治体も、同じ箱の中で第1学童、第2学童と名前を変えて90人預かっていますから。こういったものを急に変えるのはかなり難しいでしょうと。

ところが、今行われている学童は、見れば見るほど劣悪だと思えて仕方がないです。ですから、やはり、このような基準を設けていただいて、特に面積基準だけではなく、第三者評価も始まるかと思うのですけれどもね。もう学童のほうは始まっているのですかね。そういったものが第三者評価で表に出ていくのだとか、それから、先ほどもありましたけれども、職員の研修ですね。現実的に、学童保育所の運営指針を理解して、研修を受けて、学童で事業を行っている職員、もしくは、事業者、管理者のほうもそうだと思うのですけれども、働いている者だけではなくて管理側、行政が行っているところもたくさんありますけれども、そこがきちんとこの運営指針を理解していないのではないかなと思うところもあります。ぜひとも、その面でも、この認証学童制度、東京全体で差異なく各区市町村で行われるように、今後お願いしていきたいなと思っておりますので、事務方、もしその辺の御意見がありましたらよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

溝口委員、大変申し訳ないですが、今おっしゃっていた、この報告書の中のページ数をもう一度言っていただいていいですか。「探究活動」と「探究心」の文言のところをもう一度確認をしてほしいと今おっしゃいましたので。

○溝口委員 例えば、102ページですかね。

○山本会長 ありがとうございます。

今、オンラインで島津委員から手が挙がっておりますので、島津委員、お願いします。

○島津委員 私からは2点ほど質問させていただきます。

資料4の166ページ、こちらに体験機会の影響ということで、区市町村に支援をするというのが載っています。私の娘は5歳で、もう習い事を始めている子も多くて、実

際に体験の格差がもう既に出てきています。今回、所得とか家庭の状況と書いてあるのですけれども、親の忙しさとかというの、送り迎えが必要だったりするので、結構影響することもあると思うのですが。その所得の大小というよりも、親が送り迎えできるかどうかというところ。なので、今回、市町村を支援すると言ったときに、具体的にどんな支援をするのかというのがもし決まっていれば教えていただきたいというのが1点です。

あと、もう一点が、今回、子供の意見を聞くということで、章立てをしてつくっていただいているのですけれども、今までも恐らく子供の意見はアンケートで聞いてきていると思うのですが、それが今回の計画に反映された部分があるのか。あと、今回も意見を聞いた中で、それは何か今回の意見にこう反映したという形で分かるような計画のつくりになっているのかをお伺いできればと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今の166ページの体験機会のところの具体案と、それから、まだ、現行としては上がっておりませんが、第3章、子供の意見を聞く取組の中の書きぶりというところ。ありがとうございます。

そのほかにもございませんか。どうぞ。

対面の方はどうですか。

では、山下委員、お願いします。

○山下委員 私のほうからは、意見です。資料3の新旧対照表の第4章の目標2と目標3なのですが、目標3が「子供の成長段階に応じた支援の充実」となっています。内容を見ると、義務教育以降のことが主に書かれています。表題からすると、乳幼児からの成長を捉えた記載が必要ではないかと思えます。義務教育だけ書いてしまうと、少し表題とずれが生じるのではないかと思えます。義務教育以降の子供の成長について記載するのであれば、義務教育以降の教育としたほうが適切かと思いました。

教育という視点で見ると、確かに幼児期と小学校の教育内容とか方法は違ってはいますが、教育基本法の理念の下で学校教育法が作られ、連続性や一貫性を持っているわけですので、そういった点からも、目標2と3の表題をもう少し整理したらよいのではないかと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、資料3で御説明いただきましたけれども、本体のほうの内容と併せて見て、少し整理をしたほうが良いということですよ。分かりました。ありがとうございました。

そのほかにもいかがでしょうか。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしく申し上げます。

今朝の朝日新聞を見たら、令和6年の出生率が70万を切るというような状況を目にして、ここ2年間で10万近く一気にぐぐっとまた減っている状況を見ると、今まで以上に本当に政策として実行力のあるものをしていかないと、本当に先ほどの合計特殊出生率も含めてそういう最終的な答えが見いだしていけないと思います。

ただ、都道府県でどのような政策をするという場合に、ある意味、財政的に豊かな東京都がやればやるほど、そこが人を集めてしまう政策にもなっていくということなので、もちろん政策として、人を集めない政策というのは政治的に問題があると思いますし、それはできないと思いますので、ただ、今、東京都に住んでいる皆さんが、子育てを含めて、そこの喜びをしっかりと享受できるような社会をしっかりとつくっていく、国で言っているような「こどもまんなか」という見方もそうですけれども、そこに合わせてしっかりと進めていく必要があるのではないかと改めて思ったところです。

その中で、今回、資料4の25ページに、先ほどおっしゃっていただいたように、こども家庭庁が今進めている100か月ビジョンの中身が入ったというのは、非常に評価できる点かなと思いますし、東京都がどんどん推進してやっていくことと、国がやっていくことが、一番利用している保護者にとって、こっちはこっち、あっちはあっちという感じにならないように、しっかり施策としてつなげていく。言葉とか文言は違ってくるかもしれないですけども、政策としてしっかりつながりのあるものとして見いだして行ってほしいなと思います。

今、国のほうも、全ての層に対して、子育てが真ん中に来るよというところを言っているわけですけども、今年度の事業で地域コーディネーター事業というのを、こども家庭庁が今進めておまして、全国10団体に対して地域コーディネーターとして、そのこどもまんなか社会を理解できる人をつくっていきこうという事業をやっているのですが、まだまだそういった意味で、国のほうも出発した段階ですので、そういった中で、都がどのような施策をつくっていくかというのは難しいところもあると思うのですが、ただ、ここは第3期の計画が始まるころでもあるので、東京都としてどのように施策を広げていく、また、東京都だけではなくて、いろいろなNPOとか様々な資源を活用しながらどう進めていくかということが求められているのかなと思いました。

あと、認証学童のほうで気になったところを、幾つか意見として述べさせてもらいたいのですけども、まず、おおむね、支援員の勤務時間について、8時間ということではあるのですが、僕自身も、今、放課後児童クラブを運営している立場でもあるのですが、様々な働き手のニーズがあるなというのは実感しているところで、8時間に対して、一番、補助として重い金額を出し過ぎてしまうと、逆にそこであまり人が集まらないという可能性も出てくるのではないかなと思っています。

やはり、放課後児童クラブ、学童クラブの一番中心として今担っているのは、恐らく子育てを一段落した方々とか、そういった方々が新しく勤めようと思っているときに、

しっかりと、働き手の、働く順番として、まずは短時間から始めて見るというところもそうですし、そこに対して、もうちょっと常勤的な扱いと同じような形で、6時間でも例えば常勤と設定できてみたいな、多少フレキシビリティがあるような施策をやっていったほうが、実はキャリアラダーをつかっていくためにもいいのではないかなど、現場を持つ立場としても感じるころなので、それは、恐らく子育て世代、一段落した方々に声をかけていくということ言えば、もうちょっといろいろな勤務形態を含めて活用方法というのがあるのではないかなど思いました。

あと、体験格差の話もあったのですけれども、学童は多年齢で過ごす場所なので、いろいろな意味での体験をしやすいのではないかなど。また、例えば長期休暇とか、そういったときに、これは一律になるかとは思いますが、その学童に通っている子供たちに対して体験をより推進していくということも必要かなと思いますし、そこに対して、例えば、体験格差を是正するための施策とリンクさせて補助を出していくなど、いろいろなやり方があるのではないかなど思っていますので、そこら辺の、これから市町村に対して補助を出していくということですが、出し方についてもいろいろな工夫が、せっかくやるのだったら、いろいろなところが使いやすい形で出していただければいいのではないかなど思いました。

あと、これは質問なのですけれども、今回、1.98という数字が一つ認証のポイントになるということなのですけれども、これの根拠的なものがもし何かありましたら、お示しいただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

いろいろありましたけれども、出生率のお話と、それから、地域コーディネーター事業などの子供を真ん中にして考えていく人材の育成みたいなところを東京都がどのように考えているのかということと、それから、認証学童クラブのことについてということで、ほかの方々と一緒に高い基準でというのは分かるけれどもということのお話ですね。ありがとうございます。後でまたまとめます。

オンラインで、和田委員が。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 会長、すみません。認証学童の担当の課長が退室しないといけないので、先に答えさせていただいてもよろしいですか。

○山本会長 もう行かなくてはならないという感じですか。もしあれだったら、先に御意見をいただいたほうが。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 あと10分ぐらいで出なければいけないので。

○山本会長 あと10分。

では、和田委員、ごめんなさい。和田委員はこの学童のお話ではないですか。

○和田委員 違います。大丈夫です。

○山本会長 違いますか。

では、学童について、委員の方たちで、まだ追加で聞きたいというのは大丈夫ですか。

では、角田委員、お願いします。すみません。ちょっと手短かに。

○角田委員 角田でございますけれども、学童クラブの、現在、現場で私も運営しておりますが、都型という制度が現実にあるわけなのですが、それと今回の認証との整合はどのようなのでしょうか。その1点だけです。

○山本会長 都型の学童クラブと今回の認証の制度がどう関係しているのかということですね。

では、今、学童につきましては幾つかいただきましたので、多分、そちらのほうでもメモはされているとは思うのですが、まとめて今お話をさせていただきますと、職員の確保の問題ですね。処遇とかも含めて。それで、先ほど、吉田委員がおっしゃったみたいに、8時間の補助というものに特化しないで、例えば短時間でもいいとか、様々な工夫をしながらやっていったらどうかという職員の確保についての御意見。

それから、そのほか、いろいろな体験、中身の問題や、いずれにしても認証学童の基礎自治体によって差が出てしまうのではないかということなので、その辺りをどのように是正して、できるだけ早く、質の高いものがそろうようにしていくためにどのような工夫をしていくかというようなことも溝口委員からございました。指導者の研修などについてということもありましたので、そのものずばりの御回答にはならないのかもしれませんが、今のようなこと。あと、面積基準の算出の根拠というところも含めて。

そして、最後に、角田委員の御質問もありましたので、よろしく願いいたします。すみません。時間のない中。

○安藤福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長 様々御意見をいただきまして、ありがとうございます。学童以外の部分でも、私が担当しているところを御回答させていただきます。

安部委員からありました、子供家庭支援センターの育成でございます。

委員からお話のように、課題としまして、各区市町村、子供家庭支援センターの職員は、経験値も様々でありまして、定期異動で異動して、また一からという方も多くいますので、現状も研修としましては、新任研修や中堅研修、また、センター長とか、様々な経験に応じた研修はきめ細かく行っております。

また、子家センのニーズを踏まえて、タイムリー研修ということで、毎年テーマを設定した研修を行うということや、あと、児童相談所との合同研修も行っておりまして、そうした中で、子家セン同士の職員の顔のつながりとか、また、児相との関わりという中で、今後、業務を進めていく中でも、情報共有し合えるような関係づくりというところも意識しながら研修はしているところでございますけれども、委員御指摘のように、やはり地域によって経験値も様々ですけれども、そうした、各それぞれのセンターの職員

の困り事や現状を踏まえて、寄り添って人材育成をフォローしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

ここからは認証学童クラブでございますけれども、一つが、職員の確保でございます。

これは、専門委員会の中でも、かなり課題であるというところは意見として出ておりますし、各自治体へのヒアリングの中でも、また、事業者へのヒアリングでも、職員の確保というところが課題だとは様々聞いているところでございます。

基準案の中では、職員の定着、確保、育成ということでさらっと御説明しましたが、今回、基準の中でも職員の配置基準3名ということで、国の基準からプラス1名にするということや、職位・職責に応じた勤務条件や賃金体系といったところも、基準として明記しているということで、今後、都としての基準の制定とか補助制度というのは、これから具体的に考えていくわけですが、こういう基準案をいただいている中では、実際に、各区市町村、事業者が取り組む上で職員確保につながるような、この基準を踏まえた補助の仕組みというところは考えていかななくてはいけないかなと思っております。

続きまして、溝口委員からお話がありました。

これも学童の運営実態は、本当に地域によって、区市町村によって様々でございます。質の向上に向けた第三者評価の受審促進というところも、この認証の中での基準の一つとして入れていますので、進めていきたいところですし、職員の研修につきましては、現状、都として実施しておりますのは、支援員の認定研修と、あと、5年目の研修なのですが、こうした基準を、今後、認証基準で、質向上のための研修の機会確保や実施というところを求めていく中では、都としての職員の育成に向けた研修の在り方というところも、今後考えていかななくてはいけないかなと思っております。

今後、この認証学童クラブの実施に当たりましては、各区市町村にもきめ細かく、一つ一つ状況を聞きながら、全ての学童が認証化できるように、都としても何ができるかというところを、走りながら継続的に考えながら進めていきたいと思っております。

次に、吉田委員から質問がありました点でございます。常勤の条件でございますけれども、推奨すべき事項として、8時間ということで、専門委員会の中では意見として出ているところです。ここは人材確保の問題とも絡んでくると思っておりますけれども、委員がお話のように、一つの担い手として、地域で子育てが終わった段階で、様々な働き方のスタイルがある中で、そういう学童で勤めていただけるような意向がある方を取り込んでいくかということも非常に大事だと思いますので、今後、認証学童の常勤の配置というところの考え方については、そうした活用できる人材を採り直すということがないように、きめ細かい考え方、基準を考えていきたいと思っております。

あと、体験のところです。

角田委員の御質問にもつながるのでございますけれども、今ある都型学童クラブとの違いとい

うところでは、面積や職員配置といった基準は都型でも類似の基準があったのですけれども、今回、活動内容であったり第三者評価であったり、障害児の受入れのための環境整備であったり、そういうソフトの部分も、質の向上というところでもかなり力を入れていこうということで、様々意見をいただいているところでございます。こうした基準を、いかに各現場で実際の運用につなげていくかというところが大事だと思いますので、これも今後実施していく中で、実効性があるようにしていきたいと思っております。

あと、面積の1.98平米の基準の考え方ですけれども、これも専門委員会の中で、委員から、直接的には関係ないのですけれども、保育の2歳以上の基準のところでも1.98というのがあるって、それよりも活動的かつ体格的にも大きい児童が活動する場なので、少なくともそれ以上は必要ではないかということで、1.98というところが示されているところです。

最後に、角田委員の都型学童クラブとの整合でございまして、認証学童と同じように、都型学童クラブも質の向上というところを目的とした学童クラブ制度でございまして、今後、確かに重なる部分がございますので、認証学童クラブ制度の実施に当たりましては、この都型との在り方というところも併せて整理して考えていく必要があると思っております。その点は、今後、具体的にどのようにしていくかというところは、詰めていくところだと認識をしておりますので、今後、検討を進めてまいります。ありがとうございました。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御回答いただいたのですけれども、角田委員、大丈夫でしょうか。これからということになるようではございます。

分かりました。ありがとうございます。

では、お忙しいところ、ありがとうございました。

また、後ほど、もし関連する質問が出た場合には持ち帰らせていただくということで、よろしく願いいたします。

では、和田委員、お待たせいたしました。どうかお願いいたします。

○和田委員 ありがとうございます。私からは3点、意見と質問を申し上げたいと思っております。聞こえますか。大丈夫ですか。

○山本会長 あまり。

もう少しお願いします。

○和田委員 聞こえますか。大丈夫ですか。

○山本会長 大丈夫です。

○和田委員 ありがとうございます。

全体的なことでも、こどもまんなか社会、チルドレンファーストの実現のためには、ここに書かれていた理念は本当に大切だと思っております。そして、それを受けて、目標2、3にあるように、質の高い教育の実現というのは本当に大切だと考えています。特

に貧困とか不適切な養育などの様々な課題があったとしても、どの子にも質の高い教育、保育を提供していくことが、それぞれの個性や創造力を十分に伸ばし、その子供の、その後の人生を切り開いていく、社会に変えていく力になると思いますし、少子化で人口が減っていく中、一人一人が力をつけるというところで、乳幼児期の教育・保育もすごく大事ななと思っています。

ただ、乳幼児期の教育・保育の質の向上のための整理といっても、どのような教育・保育が質が高いのか、また、人間形成の基礎を培う質の高い教育であるのかというところがやはり曖昧だと思います。義務教育ではないので、乳幼児期の教育・保育だからこそ、質の高い教育・保育に向けた環境の整備、体制については、本当に、しっかりと議論し、考えていく必要があると改めて考えています。

それから、2点目です。

98ページの、就学前教育の現状と課題のところです。

4つ目の○のところなのですが、この書き方なのですが、その前の○の項目のところ「幼稚園や保育所等と小学校とでは、子供の生活や教育方法等が異なっており、生活の変化に対応できない子供の姿も見受けられ、小学校第1学年児童の学校への不適応の要因の一つになっている」と書かれた上で、次の4つ目の○のところに「乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことが小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる」と書かれているのですが、これをぱっと読んだときに、小学校入学後の学習や集団生活に適応できるような乳幼児教育が望ましいという読み取りをされてしまっただけは嫌だなと思っています。先取りといいますか、いわゆる、小学校以降の学習の先取りとなることが望ましいと捉えられないようにしていただきたいなと思いました。

次が質問です。

106ページですけれども、4つ目の○のところ、事務職員や保育補助者の配置のことを書いてくださっていて、これは現場としては本当にありがたいことだなと思います。人材の確保は保育の質に直結します。こちらを各施設で実現できるようにするには、具体的にどのような取組をしていくのだろうかというところを教えてくださいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今の質の高い教育のところは、これからもまた考えていかななくてはいけないのですが、今回、どういうものが質が高いのかということも、もう少し考えていくような、何か残しておきたいかなというのは思いますので、御意見として承りたいと思います。

そのほか、質問については、また後ほどまとめて返答させていただきます。

それでは、そのほかはいかがでしょうか。そろそろなのですが、お時間としてはあと5分ぐらいでしょうか。もしあれば。オンラインの方も、もう声を出していただいて結

構ですので、いかがですか。どなたかあればお願いします。

○鈴木（崇）委員 東洋大学の鈴木です。

○山本会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木（崇）委員 よろしくお願いします。

ここら辺、特に、子供の貧困等の内容については、今日参加して、しっかりと意見を言うべきところ、言いたいところもあったのですが、用事がありまして出張先から失礼させていただいております。

まず、子供の貧困に関連する部分の第4章のところになります。

子供の貧困解消法に基づいた教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つを柱にということで、それに連動した形で書いていただいているのですが、子供に関する施策が、教育支援からまず入っているのですが、まず、どのような状況の子供であっても存在が肯定されるのだという、そこら辺のところを、教育の前にもうちょっと前面に打ち出せないのかなと。

居場所の支援というのが、私もこれまで申し述べさせていただいている中で、この辺り取り入れていただいて、本当にそこら辺はありがたいなと思うのですが、あと、教育絡みのことに関連して、貸付けとか、あと、希望する学校に関しては、こういうような施策を打つよみたいな感じで、補足的な施策がすごく多いかなという感じがしておりまして、もっと貧困状態の子供に届く、しっかりとした施策というのが打ち出すことができればいいのではないかなというのが、一つ感じたところです。

それから、ひとり親、特に、シングルマザーの支援に関して、私、今、大学院生と一緒に調査をしているところなのですが、そこに、児童扶養手当以外の施策を知らなかったり、あるいは、必要性を感じていないという話がありまして、今回、ひとり親支援のサイトをつくっていただくということなのですが、本当に離婚届を出しに行ったときに、アプリをダウンロードしてもらって、困ったらここに相談できるみたいな、そのような、もう一段落突っ込んだような施策が打てるといいかなと思いました。

それから、ひとり親のこと、特にシングルマザー関係の施策に関しても、いろいろな形で就労支援が入っているのですが、都の施策ということですので、今、ジョブ型雇用よりもメンバーシップ雇用の形態が、子育て世代の、特にお母さんにとって働きづらい環境を生んでいるみたいな指摘も随分なされるようになってきておりまして、そこら辺の、企業に対して、しっかりとジョブ型雇用を浸透させていくみたいな、そのようなことも施策の一つとして取り入れられているといいのではないかなと感じました。

それから、児童福祉関係のところでは、これも、前からお伝えさせていただいていると思うのですが、今度、4月からこども家庭センターというのも法定化されましたし、東京の場合は、子家センということでやっているのですが、法律に基づいた表現で言うと一体何になるのかなというところで、里親に関しても、「里親」と表現したり「養育家庭」と表現されていたり、要対協に関しても、「要対協」と言ってい

たり「子供を守る地域ネットワーク」と表現されていたり、読む人にとって必ずしも理解しやすいような表現として統一されていないような気がしております。

ここら辺、私のほうでも改めて精査して、正月明けまでにまた指摘させていただけるように、これからやろうかなと思っているところなのですが、都としてこういう施策を打とうとしているよというところを伝える上で、ここら辺のところを、都の用語ではこうだけでも、法律上はこうなんだみたいなところを、万人が読んで分かるような表現にしていってほしいかなというところも感じました。

最後に1点です。

里親の委託率を令和11年度に37.4%に上げていくというようなことなのですが、既に、私も参加している特別区のところは、令和11年度で20台みたいな、具体的に達成できるパーセンテージにしていくみたいなのところもあったりしまして、都の児相として達成率を上げるというところと、あるいは、都下、特別区とか、指導して、これぐらいのパーセンテージに上げるように、都として働きかけをしていくのだというところと、そこら辺のところを2つ分けて考えなくてはいけないのかなということも感じたところです。

既にばらばらに、区の施策を、今、同時並行でつくっているところですので、令和11年度の時点でもどこを目指すのかということ、目標を共有していくのも難しかったりするところもあろうかと思うのですが、そこら辺のところも、私、名案があるわけではないのですが。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

最後のところの里親の委託率については、達成するのが難しいから再考してほしいという意味ではないのですね。どういう御意見かというのを。

○鈴木（崇）委員 ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。

○山本会長 すみません。達成しづらいいけれども頑張してほしいということですか。

○鈴木（崇）委員 東京都としての目標と、あと、既に特別区で児相を持っているところがまた別の数値を出してきていますので、今度、都として指導していく立場ですね。都の児相がこの数字を目指すんだよというところと、都下の市区町村にも、この数値目標を目指していけるように指導していくのだよという目標と、2つないといけないのではないかなというところを感じています。

○山本会長 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの文言のこともそうですけれども、その辺の、東京都として、この計画の中で書き込んでいくものとしてどういう定義というか、範囲が必要かということ、もう少し整理して分かりやすくしてほしいというところでしょうか。

○鈴木（崇）委員 はい。

○山本会長 分かりました。ありがとうございます。

- 鈴木（崇）委員 よろしくお願ひいたします。
- 山本会長 今のところで言うと、鈴木委員、何回も申し訳ないですが、用語のところはそれでいいと思うのですけれども、シングルマザーのところは、目標5の「ひとり親家庭の自立支援の推進」の働き方のところの書きぶりという御意見でよろしいですか。
- 鈴木（崇）委員 おっしゃるとおりです。
- 山本会長 そして、あと、貧困については、教育支援の前に、そういう子供たちが存在していいというか、温かい気持ちになるようなというか、居場所づくりとか生活の安定に資するための支援というの、また後に出てくるのですけれども、それとは別というか、そういう御意見ということでよろしいのですか。そこだけお願いします。
- 鈴木（崇）委員 子供に関する施策が、教育の面でスタートしていて、その中に居場所の話も出てはくるのですけれども、やはり、都として、どんな状況の子供も肯定していくんだよというところが、教育の前にあってもいいのかなと。
- 山本会長 何かそういうところが。分かりました。
項目として立てるか、立てられるかどうか、そこは分からないのですけれども、何かそういう姿勢がどこかで示せるようなものを入れてほしいというところでしょうか。
- 鈴木（崇）委員 はい。そういうことです。
- 山本会長 何回も聞きましてすみません。
- 鈴木（崇）委員 分かりづらくて申し訳ありません。丁寧に軌道修正していただいてありがとうございます。
- 山本会長 では、お時間のこともございますので、こちらで。
ごめんなさい。角田委員。
- 角田委員 よろしいですか。すみません。1点。
先ほど出ましたけれども、98ページの、いわゆる、幼稚園、保育園等での「不適応の要因の一つになっている」という文言があるのですが、現実的に現場では、乳幼児施設、いわゆる幼稚園、保育園等と小学校との間で、架け橋プログラムでしょうか。小学校においてはスタートカリキュラム、乳幼児施設ではアプローチカリキュラムということで、現場では一生懸命すり合わせをして、子供たちをどういう姿で小学校に送っていくのかということをやっているわけですので、もし、ここまで、こういった要因が一つあるのだという表記をされるならば、そういった地域での、そういう架け橋プログラムのようなことで、より一層深めて、子供たちの、どのような形で小学校に送るのか、また、小学校はどう受け入れるのかという、その辺は少し文言を整理していただければいいかなと思っております。
以上です。
- 山本会長 ありがとうございます。
今、和田委員からの御意見のところのページでしたね。98ページのところですね。
- 角田委員 そうです。

○山本会長 確かに、書き方として少し誤解を生むようなところとか、理解が足りないかなと思う表記になっているような気もいたしますので、御意見としてまとめて、今後、事務局のほうで検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

時間の関係もございますので、こちらで、一旦、御意見については終了させていただきました。今から事務局のほうに御回答をお願いしたいと思います。

認証学童については先ほどいただきましたので、大きな点としましては、データとしては、今、安部委員から出ました自殺者の推移の中の女子が増えているので、これに対して何か現状を把握したのであれば、対応策みたいなものが書き込めないかという御意見でしたし、また、矢島委員からの少子化に対する分析について、上がった、下がってきているというだけを淡々と書くのではなくて、いろいろなデータを読み込めば、なぜ東京都で、今ここが下がっているのか。でも、高い部分もあるので、施策的にこうしたらできるのではないかみたいな、そのデータに基づいた分析の、もう3期の計画なので、少しそういうところも書いたらいかがだろうかという御意見だったかなと思います。

それから、あと、吉田委員からも、出生率のことも先ほど最初にございましたので、この出生率の低下について、確かに、今、吉田委員からもありましたように、東京都がやると、今回も保育料が1子から無料化とか、そうすると、多分、千葉とか埼玉の人たちがどっとまた集まってくるみたいなのところもあって、東京都がやればやるほど一極集中になるというジレンマもあるとは思いますが、そこの中で、出生率アップということをもしアウトカムとして置くのであれば、そこも覚悟した上できちんと書き込んでいくということも必要なのかなと思いますし、この辺りについて意見もいただければと思います。

それから、あと、体験機会の確保についてです。島津委員からいただきましたけれども、所得の状況も大切だけれども、親の就労の状況ですね。送り迎えなど。そういったところへの支援が具体的に市町村に降りていくような形で検討できないかということと、あと、子供の意見を聞く章の書きぶりについてはまだないので、何とも言えないのですが、これは私も、前、これを入れたらどうかと言ったときに、意見として、今まで聞いてきましたし、今回もこれから御説明、あと、後半に報告していただくのですが、そういうものの中から具体的に、これはこういう、子供の意見を聞いて、できるだけ充実したよというものがあれば、個人的には書いていったらいいなとは思っております。なので、その辺も含めてできるような形で書きたいなと会長としては思っておりますので、ここは事務局と調整させていただければなということ御回答にさせていただいてもよろしいでしょうか。御意見としては承っておきたいと思います。

ほかにもありましたよね。先ほどの和田委員からのものです。小学校のものと、それから、具体的に106ページのところも御指摘をいただきましたので、この辺りでしょうか。

少し忘れているところもあるかもしれませんが、課長のほうで少し采配してい

ただければと思います。お願いします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、順番に答えられる部分について答えていきたいと思います。

最初の、女子の自殺が増えているという件についての対策なのですが、関係部署が不在ではあるのですが、139ページに、若者の自殺対策というのを下のところに記載しております、児童生徒の自殺を防止するための相談窓口を設置して、その情報を掲載して普及啓発するということが書いていました、若者関係の自殺対策としましては、143ページにも、掲載しているのですけれども、特に若年層というところだと、SNSの自殺相談などを記載しているところでございます。

特に女性向けの対策というのがもしあるとしたら、確認しないと分からないので、もし分かりましたら情報提供したいと思います。

続きまして、少子化の分析が第2章のところで足りないのではないか、それに基づいた施策というのをもっと深く考える必要があるのではないかとということや、吉田委員からもいただきました、出生数が70万を下回る状況の中で、都としてどのようなことをしていくのか。たくさん資源を活用したらいいのではないかと御意見をいただいたことについては、また、少子化対策については全庁の施策が関わりますので、各局と相談して、拡充できそうであれば記載したいと考えております。

続きまして、体験の格差の部分でございます。

こちらは、区市町村に補助する形の事業なので、区市町村によっては、親が忙しいから体験の格差があると捉えて事業化することもあるかもしれないのですが、基本的には、低所得の方のほうが家族との体験というのが少ないというデータもあつたりしますので、区市町村が独自に考えて何かイベントを企画したり、なるべくなら低所得の方は参加料無料という形で事業が作り込めるように、地域の実情に合わせた体験機会の確保を用意していただくようなことを想定しています。比較的自由度の高い補助、事業というのを今検討しているところでございます。

あと、山下委員からもいただきました目標2と3なのですが、確かに目標3の「子供」には、もちろん乳幼児期からの子供も入ってはいるのですが、目標設定としては、幼児教育・保育を目標2、小学生以上を対象としたものを目標3と整理しています。ただし、注記するなど、工夫はしたいと考えております。御意見、ありがとうございます。

あとは、子供の貧困に関して鈴木委員からいただきました。自己肯定感が低いというところに対して、もう少し丁寧に寄り添った対策がないのかとか、都のスタンスを示せないのかというような御意見だと理解したのですが、重要な要素、認識だと思っておりますので、書き足せるようにしたいと考えています。

そのほかは、架け橋プログラムにつきましても、関係部局と相談して充実した記載ができるようにしたいと考えますし、山本会長からも御指摘があったとおり、小1プログラムのところについて。乳幼児期の課題のところの書きぶりはもう少し整理したいと考

えます。

そのほかは、まず、すくわくプログラムについての御意見について、連携室からお願いできますでしょうか。

○鳥井子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長 子供政策連携室企画調整担当課長の鳥井と申します。

溝口委員から御意見をいただきました。ありがとうございます。お答えさせていただきます。

2点あったかと存じます。

まず、指針等に基づいて丁寧に運営をしていただきたいたいといった御意見だったかと存じます。このとうきょうすくわくプログラムにつきましては、保育所や幼稚園などにおける指針や要領に沿った取組を行うということを留意事項として定めているところがございます。保育所等におきましては、指針等を踏まえて日々運営をしているということをお知らせしておりますし、そういった中で、幼児教育・保育のさらなる充実につなげるという観点で、今回、とうきょうすくわくプログラムにおいては、探究というものに着目をして、幼稚園や保育所、また、認定こども園など、幼保共通のプログラムという形で行っていただくというところに関しての支援をしていくという考え方となっております。

探究活動というところにつきましてはですが、我々、どういったものかというところについては、実践をする園に示しておるのですけれども、乳幼児の興味・関心に応じて主体的・協働的に行う活動というところで、その活動を通して何かができるようになるといった結果や目的よりも、子供たちが自ら興味を持ち、夢中になって遊び、発見する過程を積み重ねることを重視していただきたいたいということをお示しながら、また、探究活動の流れというものを含めて、しっかりお示しながら取組を進めていただいているといったところでございます。

御指摘のところ、指針の中には「探究心」という言葉はあるのだけれども、「探究活動」という文言がないといったようなところにつきましても、指針等がないということは承知はしておるのですけれども、今申し上げたような探究活動、そういったところについての取組ということをぜひともやっていただきたいたいと、そのように考えてございます。

2点目の、環境と関わる中で育っていくという、乳児に関する取組に関する御意見かと存じます。そちらにつきましては、今年度から本格展開、全域展開するという中でやっておるのですけれども、その前段として、令和5年度は試行実施という形、ベータ版プログラムと呼んでおりますけれども、そういった中の実践を行っております。その中でも、ゼロ歳児を対象に実践も行っているというところもありまして、全域展開をするに当たりまして、対象年齢ということにつきましては、園に通うゼロ歳児から6歳児という形で、特段、年齢というのは限定していないというところがございます。

年齢に応じて取組方というのは異なると考えておりますし、そういったところは、園の実情等もあると思いますので、そういった実情に応じて取り組んでいただきたいと考えております。また、今年度、取組が広がっているという中で、乳児、ゼロ歳児の事例についても、しっかりと押さえていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、ひとり親の施策関連と里親の委託率の関係につきまして、育成支援課長からお願いします。

○岡本福祉局子供・子育て支援部育成支援課長 子供・子育て支援部育成支援課長でございます。

御質問いただいた件で、ひとり親の、まず、就労の関係の御質問をいただいたかと思うのですが、この計画の中ですと、かなりあっさり書かれていますのですが、今、ひとり親家庭自立支援計画の策定も同時に進めておまして、そちらでは、やはり個人の状況に応じた働きやすい仕事、例えば在宅ワークなども含めた、そういった仕事の確保とか、あとは企業の理解といったような話も、労働部局等も交えた会議の中でも検討しておりますので、そういった、もう少し就労支援の具体的なところが書けるかどうかというのは検討したいと思っております。

あと、里親の委託率につきましては、社会的養育推進計画の中で里親委託率の目標を定めておまして、確かに一度設置している区については、それぞれ今回、社会的養育推進計画を策定しているところです。それぞれの権限に基づいて計画を策定しているので、都のほうから区のほうの目標設定の指導というところまでは難しい面はありますけれども、都の目標設計の数字とか考え方というところは、各区とも共有しているところがございますので、東京都としても、東京都全域での目標が37.4%と定めておりますので、広域的に里親をどう活用していくかということも、区のほうとも連携しながら、令和11年度の目標に向けては進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 和田委員から106ページの事務職員の配置支援について御意見があったと思いますが、保育支援課長、何かありますでしょうか。

○青山福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 和田委員からのお尋ねですけれども、106ページの事務職員の配置支援、広げるにはどのような取組が必要かということだったかと思えます。

事務職員の配置支援でございますけれども、福祉局として現在予算要求中でございますが、予算化された際には、お話のとおり、取組が広がるように、まず機会あるごとに、区市町村、事業者の皆さんにしっかりと御説明していくことが大事だと思っております。今時点で考えているところは以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 以上になりますが、大丈夫

でしょうか。

○山本会長 追加、どうぞ。

○石田子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長 失礼いたしました。子供政策連携室企画調整担当課長の石田と申します。

先ほど、平川課長のほうから少子化についてへの回答がございましたけれども、少しだけ補足をさせていただければと思います。

本計画にどういった記載をするかにつきましては、福祉局をはじめ関係各局と相談していきたいと思っておりますけれども、素案の4ページに記載がございますけれども、こちらを見ていただければと思います。

素案の4ページに図があると思うのですがけれども、こちらの東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランといたしまして、東京都の少子化対策というものを毎年策定しているところでございます。この中では、有配偶出生率とか婚姻率の推移、また、若い世代の人口流入の状況とか、都の少子化の状況について整理して要因分析を行っているところでございます。そうしたことを基に、結婚から妊娠、出産、子育て支援、また、就労支援や住宅支援といった環境整備といったものも、都庁を挙げて幅広く対策を推進しておりますので、そういったことも踏まえまして、記載については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

以上、各部署からの現時点での御回答というところでいただいておりますが、幾つか、また事務局と調整させていただきまして、加筆が必要なところについては、できる限り対応していきたいと思っております。

では、そのほか、先ほど鈴木委員からも、年明けにというお話もありましたけれども、ほかの委員の方々もまた見ていただいて、事務局のほうにお伝えしたほうがいかなというものがございましたら、年明け10日ぐらいをめどに御連絡いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、今、計画についていただきましたので、ここで次の報告事項のほうに入らせていただきたいと思っておりますけれども「子供の意見を聴く取組について」ということで、子供の意見を聞く取組についての取組状況を御報告いただきます。お願いします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、紙でも用意しているかと思いますが、資料5を御覧ください。

今回、東京都の総合計画をテーマにしたこども都庁モニターを実施して、10月に公表済みで、こちらについては委員の皆様にも既に御案内したところです。一応、ざっと見ていただきますと、ゼロ～2歳の保護者、3～5歳の保護者、小学校低学年、高学年、中学生、高校生の6区分でそれぞれ約200人ずつに回答していただいた結果になっていまして、具体的には、タブレットになりますが参考資料3を御覧ください。

見ると、なかなか面白い部分があります。例えば、32ページ、現行計画の5つの目標について充実してほしいものを2つまで回答した結果というのは、子供の成長に合わせていろいろなことを助ける仕組み、目標3の部分ですね。こちらが一番高くなっています。

ただ、33ページ、次のページのところの、年代別回答結果を見ますと、それぞれの関心事項には特徴がありまして、小学校に入る前の子供の教育や保育については、子供の関心はかなり低いのですが、特に困っている子供や家庭を助ける仕組みでは、子供の関心が高くなっていたり、特に、その中でも小学校高学年が特に高いという状況だったりします。

また、妊娠・出産・子育てまでを途切れずに助ける仕組みは、保護者よりも高校生が高くなっていたりするような特徴が見られました。

36ページからは、東京に住む子供がどのように生活できれば幸せでいられるかなどについて記述式で回答してもらったものなので、かなり多岐にわたる内容になっていますので、御確認いただければと思います。

資料5のほうに戻りまして、2ページ目です。

こちらは、8月から12月にかけて、表に示した施設などにヒアリング調査をしまして、150人以上から声を聞いた状況でございます。ヒアリング内容は、(2)で示したとおり、ちょっと大きめのテーマですね。身近なことに関する気持ちだとか意見・要望とか、あとは、東京がどんな街だったらよいかみたいな形で、5人ずつぐらいのグループワークで、ワークショップ型で実施しました。

子供の声を内容別に示したものが3ページ以降にあるのですが、これは全数ではなくて、似たような内容をまとめるなどはしています。

①の「日常の遊びの機会や場所に関する意見」というのが非常に多くて、やはり、自分の実施したい遊びだとか体験、休める場所が欲しいというような意見があったほか、そこで集まった場合に、いじめだとかけんかを減らしたいみたいな意見もありました。

②です。こちらは、数として、学校で過ごす時間がやはり長いからか、②の学校についての意見が非常に多かったです。

「ニーズ」のところにごっとまとめたように、体験活動みたいなものを希望するという意見のほか、かなり、そのほかにも、暑さ対策をしてほしいみたいな現実的な意見も多くありました。

あとは、フリースクールに通っているお子さんだったのですけれども、一番下のところにあるように、「一人一人のペースに沿った勉強がしたい」というような意見も少しですが、ありました。

あと、③、次の5ページのほうですが、東京がどのような街だったらよいかについて質問した際には、事務局側は、結構いろいろな想像を膨らましたような、ファンタジックな回答があるのかなと思ったのですが、子供たちは意外と現実的な形で、犯罪をなく

したいとか、マナーを守ってポイ捨てをやめてほしいとか、そういったような、割とそういう意見が。あと、環境にやさしい街にしたいとか、そういうような意見が多かったです。

④のその他は、その他に分類できないものですが、結構切実な、悩みを気軽に相談できる人がいてほしいとか、子供が利用できる制度について知りたいなどの、行政が何とかしないとイケないような内容の意見もありました。

最後につけたのが、7ページのヒアリングの振り返りなのですが、こちらは、ヒアリングを終了した後、振り返りのアンケートも実施しています。それも御紹介させていただきますと、おおむね皆さん、意見が言いやすかったとか、言えなかったことがなかったという結果になっています。みんなが意見を言いやすくするようなアイデアについても、一部抜粋して紹介しましたので御覧ください。

ちょっと気になるところでは、「人の意けんをそんちょうする。(バカにしない。)」というのがあるのですが、これは、その場でそういうことがあったというわけではなくて、一般論として、そういった雰囲気の方が意見を言いやすいという意味だったということでした。

この資料の説明は以上なのですが、今後、計画にどのように関連して書いていくかという、先ほどの島津委員の意見とも重なるのですが、この子供・子育ての計画に関連するものは、計画のここに反映されているよとか、ここと関連しているよというのが分かるような形で記載したいと考えています。

そのほか、いろいろなマナーとかそういったことも、子供たちが考えていることというのは、ほかの人たちにも知っていただきたいので、その他の意見としても掲載したいと考えています。

今日の提案として、時間が少なくなってしまったのですが、この子供の意見に対する、委員の皆様からの感想とかメッセージがありましたら、御意見をいただいて、それも紙面に掲載させていただければと考えています。

私からの説明は以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

すみません。ちょっと時間が押してしまいましたけれども、でも、まだ時間がありますので。

今、御説明いただきました、子供の声を反映するということについて、今日の結果を御覧になって、計画書の中に少し入れられるようなこともありますので、どうぞ御自由に御意見をいただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

感想でとかでももちろん構わないのですけれども、どのように思われたかとか、生かし方などもアドバイスいただければと思います。

吉田委員。

○吉田委員 子供たちの意見は、自分たちが思っている以上に、いろいろな意味で率直に

語っていただけたというところが、今回、今まで想像としてこうだろうと思っているところが、きちんと文言として出てきたというのは非常に大事な点かなと思います。そのために、どうこれを施策に対して生かしていくのかというところだと思うのです。

例えば、タブレットのほうの46ページ一番下から4つ目のポツです。母子家庭に対する支援が増えているものの、あからさまなサービスになると、母子家庭がばれればれで使いにくい場合が多いということなので、どんどん多感な年齢にもなってくると、そういう場面に行くこと自体がやはり行きにくかったり、うちは貧困家庭にあるとか、そういうことが、若干、自己肯定感等にも響いてくる可能性はあると思うので、もちろん、親に対してそれをしっかり支援していくというのは大事なのですが、子供の立場になったときは、そこは平等に、機会をしっかりと、同じ機会を提供できるかどうかというのが、やはり子供にとっては大事な部分だと思いますので、こういった子供の意見がしっかりと反映してもらえるように、今回の計画の中でも反映していただけたらと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。先ほどのお話にも通じるところかもしれませんね。大事な視点かなと思います。ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

○溝口委員 感想でもいいですか。

○山本会長 はい。もちろん。どうぞ。

○溝口委員 溝口でございます。感想でもよろしいでしょうかということで、私のところも子ども食堂をやっていて、毎日10人ぐらい来ます。それから、冬休みが始まると、小学生の居場所みたいになっていて、昨日は数えたら十五、六人の小学生たちが来て、Wi-Fiが飛んでいますから、ずっとゲームをやって遊んでいましたけれども、そんなことをしています。やはり、子供たちはいろいろなことを、学校のことも話せば家庭のことも話したり、いろいろやっています。

その中で面白いなというか、すごいなと思ったのが、今の子供の声の③の「街についての意見」というところですかね。これは感想として述べたいのですが、やはり子供は実は利己的ではなくて、私は赤ちゃんから就学前の保育が専門ですから、そこで異年齢でぐだぐだになってやっているのですが、実は、生まれたときから、赤ちゃんの頃から利他性が高いのです。要するに、本当は利己的なことをやらないのです。だから、すくわくもちゃんとやってほしいと言いたくなってしまいます。大人側が物すごく引導するような感じにはなりたくないなと思っています。

このアンケートを見てもそうですね。社会性が高くないですか。自分のことに誘引するのではなくて、周りを見ながら環境に対してという、これが本当に子供の生の声なのではないかなと思っていますし、それが正しくここに載っているというのは非常にうれしく思っていますし、やはり子供、もっと言ったら人間というのは、やはり利己的で

はなくて利他的な部分が非常に強い。教育の中は、それを逆転させた部分がずっと過去にあったのではないですか。その辺は、もう一回、子供の声をきちんと聞いたり、子供の本物をこうやって評価していただくことによって、計画というのは、子供に合った、もっと言ったら、社会に合った計画になるのかなと思って、非常にうれしいなと思って見ていました。感想として述べました。ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

オンラインの方とかは大丈夫ですか。

島津委員、お願いします。

○島津委員 ありがとうございます。

私も、今回のお子さんの意見とかを見て、事務局と同じで結構びっくりしたのですよね。現実的なことを結構考えていて。地元の子供・子育て会議にも、私、傍聴人で出席してみまして、やはり同じように、皆さん、子供の意見をインタビューした結果を見させてもらったのですけれども、やはりそのときにも、公園とかを安全に使いたいとか、いろいろ現実的な意見がいっぱい出てきたのです。

これだけ意見が活発に出てくるので、この会議のメンバーの一部でもいいのですけれども、大人と子供と一緒に、オブザーバーとかになってしまってもしょうがないかもしれないのですけれども、一緒に集まって会議、実際に子供をメンバーに入れるというのも、当事者の意見として入れるのも面白いのかななどと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

もう大丈夫ですか。どなたか手が挙がっている。

八木委員、お願いします。

○八木委員 感想になるのですけれども、結構、相談したいというような要望が上がっていたり、意見が言える場や機会が欲しいとか、知りたいし、年齢でルールを分けないでほしいといった子供たちの意見が、私の中では、すごく子供たちの機会をもうちょっと広げられたらいいのかなと捉えました。

今回、最後の、みんなが意見を言いやすくなるようにというような質問に対して、意見が言いやすかったとか、今まで言えなかったことが言えた、話しやすかったのでこのままでもよいと思ったという意見が上がっているのですが、今回のこのヒアリングに当たっては、どういった工夫をされて、子供の意見が言いやすいような形だったのかをお伺いしたいと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。今回、本当に言いやすかったという意見が多かったので、何か、どういう工夫があったのですかということなのですが、ありますか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 私も何か所か一緒に同行さ

せていただいたのですけれども、ファシリテーターの方が、まず最初に、すごくきれいな、キラキラ光る折り紙をたくさん持っていて、好きな色を選んでもらうところから入り子供たちはそこで割と盛り上がる形になり、子供たちに好きな選んだ色から発展して会話が膨らんだりとかしながら、自然に、「じゃあ、話を聞こう」と。「東京都でこんな計画をつくっているよ」という話をして、本題に入っていったという形でした。最初はアイスブレイクで折り紙を使っていました。みんな大喜びな形でした。

○山本会長 ありがとうございます。

やる前にも安部委員からもいろいろレクチャーをしてもらって、子供の権利に配慮したような、言いたくないことは言わなくていいよとか、いろいろなことを、ちゃんとファシリテーターに教育もしていただいて、そして行っていただいて、結構、何段階も注意をしながらやってきて、毎年、いろいろな形で子供の意見を聞いてきたと思うのです。この委員会も、少し成熟したというか、少しは成長したなという感じはあるかなと思います。今までは、応募性のイベントでの発表など、優等生の意見を言っているというのが多かったようなところもありましたけれども、そういうところから、きちんと公平にみんな意見が言えるようになってきたなと思います。結構御苦労されて集められていますので、また機会があればと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

関委員ですね。

○関委員 幼稚園でございますけれども、関でございます。

感想になりますけれども、このように子供たちの生の声を聞くと、本当に幼稚園の子供たちと、その上の子供たちとたくさんつなげて面白いことがいっぱい生まれそうだなということを感じるようになりました。

それで、例えば、少子化にしたがって、広い園庭のある幼稚園ならば、そこに小学校の子供たちが来られるようなとか、ボランティアでもいいので、何か一緒にできるようなこととか、いろいろなことの広がりや、これは地域をつくっていくということをとっても感じましたので、そんなことができるように、幼稚園の協会にも言いたいなと思いました。ありがとうございました。

○山本会長 ありがとうございます。

子供たちは、行政の区分とかはよく分からないので、自分たちが生きていく中での感じたことをそのまま受け止めて意見をしてくれて、私たちはどうしても行政の区割りとか、仕事とかそういうことでしか考えられていないので、今、御発言があったみたいに、幼稚園に、例えば小学校とか大きいお子さんたちを呼ぶとかという、新しい縦割りの発想も、地域の中で含めて今後やっていけると、もしかしたら新しい社会になっていくのかなという、難しいですけれども、どうしても大人は縦割りでしか考えられないので、ぜひそういうところでの御意見をいただきながら、また、横断的に考えていきたいなと思っています。ありがとうございました。

事務局も、多分もうちょっと意見を聞きたいかなとも私は思いますので、もしあれば、本当に感想で、こんな意見があったとか何とかでもいいので、いただけると、多分楽かなと。これから、この子供の意見のところを加筆していきますので、どういう視点でまとめると例えばいいよとか、ぜひ、意見をいただけたらいいかなと思っています。

先ほどのお話で言うと、年齢で分けないとかはすごく大事なかなと。こういう調査の結果は、年齢ごとの属性は必要かもしれませんが、意見は、小さい子ども、いわゆる年齢が行った子どもと同じように、例えば、今、吉田委員もおっしゃった、人から見られたら何か嫌だなという、気後れする気持ちはみんな共通していたりすると思うので、縦に割った項目で何かやれるといいのかもしれないなど、今、思いました。また私も一緒に事務局と考えていきますので、ぜひお力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、予定していた項目としては以上なのですけれども、そのほか、もしぜひというものがありましたら、よろしいでしょうか。

では、最後に事務局のほうから連絡ということで、今後のスケジュールと内容について御連絡をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 本日は貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。これまでにいただいた御意見等を踏まえまして、計画案を作成し、年明け1月末から2月いっぱいにかけてパブリックコメントを実施する予定です。子供向けのパブリックコメントも実施しますので、また委員の先生にお声がけもお願いしたいと思っております。また、実施に当たりましては、皆様に情報提供させていただきます。

その後、来年の3月下旬に、第32回全体会議を開催させていただきまして、3月末に計画を公表する予定です。次回の会議の具体的なスケジュールにつきまして、後日、事務局から御連絡させていただきたいと思っております。

本日の配付資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにいただければ、後日郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○山本会長 ありがとうございます。

本当に年末の押し迫った時期にお集まりいただきまして、また、オンラインでの参加の委員の方もありがとうございました。このような形で第3期の計画が大分形になってまいりましたので、ぜひ、また最後、残りまで御意見いただければと思います。本日はお忙しい中、集まってくださりまして、どうもありがとうございます。これにて、31回の子供・子育て会議を終了いたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後4時02分